

平成31年1月7日

物部川漁業協同組合

問1 町田統合堰の法令を遵守した維持管理を要望します。

(農業基盤課)

(答)

- 1 魚道の維持管理については、堰の所有者である物部川土地改良区連合が行うものですが、今後、統合堰の改修計画を具体化する際には、漁協及び国土交通省と協議調整のうえ、事業主体となる予定の香南市及び物部川土地改良区連合と連携して対応を検討していきたいと思えます。
- 2 『物部川土地改良区連合「統合堰等」管理規程』第16条第1項は、魚道に水を流すことを原則としています。第16条第2項「その他」は、人為的な操作をするものではなく、点検・整備以外の突発的な事故などを想定したものです。

平成31年1月7日

物部川漁業協同組合

問2 町田統合堰下流の正常流量の確保を要望します。

(農業基盤課)

(答)

農業用水は、農業生産に必要不可欠な資源であり、農家の生活に関わる命の水です。季節毎の取水量については、河川法に基づき国土交通省と十分に協議を行い、必要最低限の水量を認めてもらっています。

平成31年1月7日

物部川漁業協同組合

問3 永瀬ダム操作規則及び杉田ダム操作規程等の河川法第1条の趣旨の沿った見直しを要望します。

(河川課・電気工水課)

(答)

- 1 現在、物部川においては、農業取水の既得水利権があることから、永瀬ダムで確保できる河川維持流量には、限りがあります。
このことから、農業の水利使用許可の変更の際には、関係機関との調整を行い、河川維持流量の確保に努めてまいります。
- 2 杉田ダムからの放流量を減少させる場合は、1日に1回実施していた操作を、数回に分けて実施するよう物部川漁協の皆様と協議しながら、実施していきます。

平成31年1月7日

物部川漁業協同組合

問4 洪水期の永瀬ダムの弾力的な運用を要望します。

(河川課)

(答)

- 1 ダムの弾力的運用については、洪水の発生が予測された場合、洪水になるまでの短時間に、安全・確実に事前放流を行い、洪水調節容量を回復させる必要があります。このため、安全に洪水調節容量を回復することが可能か、確認する為の調査検討を行います。

平成31年1月7日

物部川漁業協同組合

問5 槇山川水系の濁水軽減に向けて重点的な施策の実施を要望します。

(河川課)

(答)

1 本川(槇山川水系)については、佐岡に設置してある貯砂ダム周辺において、土砂の撤去を行っています。

今後も、継続的に濁度の観測や河川の点検、巡視を行い、濁水の原因となっている箇所から河床掘削を行い、濁水の軽減に取り組んでいきます。

なお、今年7月の豪雨により、河道内に大量の土砂が堆積した、本川貯水池上流部や支川の桑ノ川については、災害復旧事業により約11万m³の土砂の撤去を行う予定です。

平成31年1月7日

物部川漁業協同組合

問6 濁水時の永瀬ダムの濁水対策及び長期的な視点に立った堆砂対策を要望します。

(河川課)

(答)

- 1 管理採取の規制方針としては、「官地採取の既存業者に限り許認可する」、「海と河川及び各河川相互の移動は認めない」、「引き続く2年以上にわたり、砂利採取の許可実績のないものには、原則として許可しない」としており、現在、永瀬ダム貯水池で行っている管理採取についても、新規業者の参入や新たな管理採取区域を設けることは、現状では考えていません。

このため、貯水池の堆砂対策につきましては、現行の対策を継続するとともに、掘削した土砂につきましては、有用残土として売り払う等、資源の有効活用にも努めて参ります。

平成31年1月7日

物部川漁業協同組合

問7 杉田ダムの濁水対策を要望します。

(電気工水課)

(答)

公営企業局では、濁度の自動計測など、濁水の状況把握に努めていますが、杉田ダム貯水池における濁水現象は、山林の荒廃や河道の状況など、複合的な要因で発生するものであり、現時点では原因を特定することができず、濁水軽減策は確立しておりません。

引き続き、データの収集に努めるとともに、物部川濁水対策検討委員会委員と一緒に軽減策等の検討を進めてまいります。

平成31年1月7日

物部川漁業協同組合

問8 厳しい河川環境でも放流効果が発揮できるアユ種苗の安定生産の支援を要望します。

(漁業振興課)

(答)

- 1 県としましては、種苗を生産している高知県内水面漁連に対し、健全で遺伝的に天然魚に近い放流用アユ種苗の安定生産に向けた技術的な支援を継続します。併せて、アユの放流効果を向上させるため、物部川を含む県内各河川において実施している放流アユや河川環境の調査、魚病が発生した場合の支援も継続します。
- 2 各種調査等の結果や、アユの種苗生産や放流についての最新の情報について、関係者との情報共有を継続します。

平成31年1月7日

物部川漁業協同組合

問8 物部川を取りまく厳しい河川環境の中で、当漁協が漁業法に定められた増殖義務を果たすために支障となっていることの改善に向けて、当漁協とともに関係者との協議や調整を積極的に行っていただくことを要望します。

(漁業管理課)

(答)

- 1 貴組合の河川利用者数は県内有数であり、これは貴組合が積極的に取り組んでいる稚魚の放流や産卵場造成などの増殖活動の賜だと考えています。また、貴組合が様々なイベントを通じ河川環境の保全に取り組んでいることも承知しております。
- 2 一方で、近年の豪雨等により、漁業権を免許する際の判断基準となる漁場の生産力が大幅に低下していることは、深刻な問題であると認識しています。
- 3 県としましては、漁協等が取り組む河川環境の保全活動を支援するとともに、関係機関はもとより広く県民に対し河川環境の重要性を訴え、保全活動の輪を広げてまいりたいと考えています。